

令和5年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年4月25日(火曜日)
- 2 開催時間 午後2時40分開会 午後3時11分開会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 17名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 6番・外川 守 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸 10番・宮嶋 睦子 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋 18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 14番・只石 博幸 17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 小西主査
皆川主査 荒主査 遠藤主任
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 8番・高倉 伸淳 9番・松木 一幸
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について
 - (4) 議案第5号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から説明いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、14番只石委員、17番石尾委員から欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
8番高倉委員、9番松木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転の4件で、地区の内訳は、東鷹栖地区2件、西神楽地区2件となっております。
内容でございますが、番号1番ないし番号2番につきましては、農地利用の効率化を図るため、当事者間で隣接する相互の農地を贈与により交換しようとするものでございます。
番号3番ないし4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
日程第2議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページないし48ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が3件、利用権設定の賃貸借が105件、使用貸借が5件、合計で113件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の3件は、東鷹栖地区2件、東旭川地区1件となっております。
賃貸借の105件は、東鷹栖地区16件、永山地区3件、西神楽地区11件、東旭川地区75件となっております。
使用貸借の5件は西神楽地区3件、東旭川地区2件となっております。
集積面積は、所有権移転が8.2ha、利用権設定の賃貸借が236.7ha、使用貸借が6.1ha、合計251.1haでございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項でございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。
したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号5番につきましては、外川委員に関係がありますの

で、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（外川 守） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
議案の6ページ、利用権設定の番号5番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号5番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号5番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（外川 守） （着席）
- 議長（山田 孝） 外川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、利用権設定の番号15番につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（松木 一幸） （退席）
- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
議案の9ページ、利用権設定の番号15番は、借主を変更する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号15番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号15番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員 (松木 一幸) (着席)
- 議長 (山田 孝) 松木委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、利用権設定の番号29番につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。
- その間の議事進行につきましては、滝川職務代理者をお願いいたします。
- 委員 (山田 孝) (退席)
- 副議長 (滝川 岳雪) それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局 (川原 主任) 事務局。
議案の14ページ、利用権設定の番号29番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 副議長 (滝川 岳雪) それでは、利用権設定の番号29番について御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 副議長 (滝川 岳雪) それでは、利用権設定の番号29番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員 (山田 孝) (着席)
- 副議長 (滝川 岳雪) 山田部会長が関係する案件について、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び山田部会長をお願いいたします。
- 議長 (山田 孝) 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

事務局。

それでは、他の案件の内容について御説明いたします。

所有権移転の番号1番及び2番は農地移動適正化あっせん事業による売買、番号3番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡でございます。

利用権設定の内、議事参与制限の3件を除いた107件は、期間満了による再設定が77件、解約再設定が2件、借主変更が13件、参加する法人への貸付が3件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が10件、農地保有合理化事業による貸付が2件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、所有権移転の番号1番ないし3番、賃貸借の番号1番ないし4番、6番ないし14番、16番ないし28番、30番ないし105番、使用貸借の番号1番ないし5番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第3議案第4号「特定農地貸付に関する農地等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第3議案第4号「特定農地貸付に関する農地等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を御説明いたします。議案の49ページを御覧ください。

本件は農業者が所有農地において、市民農園を開設するものであります。

まず、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。申請地はJR永山駅から東北東へ約1.4kmに位置します。

次に、資料6ページの市民農園概要を御覧ください。貸付期間は半年間、1区画当たりの面積は48.96㎡が25区画となっております。

利用料は1区画4,500円で、募集方法については、チラシ、掲示等による一般公募となっております。

「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」では、農業委員会は、特定農地貸付けを行おうとする者から承認申請があった場合、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をすることとなっております。

1つ目としましては、申請農地が周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、適切な位置であり、妥当な規模を超えないものであること。

2つ目としましては、募集及び選考の方法が公平かつ適切なものであること。

3つ目としましては、農地の貸付期間、条件及び貸付に係る農地の適切な利用を確保するための方法が、有効かつ適切であること。

この3つの要件から見て、今回の承認申請の内容が同法に規定している要件に該当するか否か審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「要件に該当する」と認め、申請を承認することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第4議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。
議案の該当ページは51ページ及び52ページでございます。
永山地区、江神地区で各1件、西神楽地区、東旭川地区で各2件、合計で6件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は、番号6番は願出のとおり農地、その他の案件につきましては願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは53ページないし62ページでございます。

本件につきましては合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、江神地区2件、東旭川地区6件となっております。

届出の内訳といたしましては、番号2番を除く10件は相続による所有権の取得でございます。

番号2番は複数の方が持分を有する土地で一部の方が持分を放棄し、他に持分を有する方へ権利が移動したことによる所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは63ページないし67ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区10件、合計で12件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づ

き，農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは，報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で，本日の提出案件審議は，全て終了いたしました。

これをもちまして，令和5年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を閉会いたします。